平成２５年（フ）第５４１５号
大阪府八尾市太子堂２丁目２番44号
債務者　森本　良美
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４１９号
大阪市港区市岡１丁目21番31号ベイタウン市岡504号
債務者　濵本　優子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４３０号
大阪市西淀川区佃３丁目２番27号　千舟ビル205号室
債務者　佐々木由子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４３３号
大阪市東住吉区西今川２丁目１番10号
債務者　朝田　智子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４３５号
大阪府茨木市中穂積３丁目１番６号の３
債務者　秋山　達志
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４７４号
大阪府東大阪市小阪２丁目10番10号　サニーコート小阪603
債務者　山本昌秀こと　姜　　正秀
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５１８号
大阪市西淀川区中島１丁目15番29号
債務者　澤田　一夫
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５８９号
大阪市住之江区浜口東２丁目１番３号
債務者　加納　　香
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６５２号
大阪府東大阪市上小阪２丁目４番２号
債務者　インテリア秀こと　小林　秀和
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６６８号
大阪府大東市灰塚２丁目３番16号
債務者　田中猛こと　崔　　京泰
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６６９号
大阪市平野区長吉長原４丁目９番29号　ラポスタ長原303
債務者　浜田弥生こと　平山　弥生(旧姓濵田)
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６７３号
大阪府門真市宮野町18番11号
債務者　西村　貞子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７１１号
大阪府枚方市招提大谷３丁目40番５―701号
債務者　今井　　清
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９６９号
大阪市港区築港１丁目９番１―1108号
債務者　本多　則子（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６００６号
大阪府守口市橋波西之町１丁目３番13―302号
債務者　堀口　日利
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６００７号
大阪府門真市三ツ島１丁目17番10号　れんか
債務者　堀口　照雄
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０２２号
大阪市福島区野田３丁目７番16号
債務者　辻村　和彦
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０４３号
大阪府交野市青山２丁目７番６号
債務者　辻　　雅之
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部